

## 第7回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和6年2月15日(木)9時30分～11時30分

II 開催場所 四日市市総合会館7階第2研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊、  
①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑤山川友志、⑧加藤 剛、  
⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑫山中博昭、⑬伊藤 元、⑮永尾敏昭、  
⑯古市ひとみ、⑰五十嵐和壽、⑱岡 良浩

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田

局員 川村

IV 欠席委員 ⑦川村 彰、⑭矢田敏秋、⑲鎌田隆郎

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前9時30分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数19名中16名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に奥山邦典、山中博昭 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第1号から第6号

会長 報告案件を上程します。報告案件第1号から第6号を事務局から説明してください。

副参事 報告案件第1号から第6号について、一括して説明します。

報告第1号農地法第3条の3の規定による届出については、報告書1頁から5頁にかけて記載されているとおりです。合計で18件、57筆、52,714㎡の届出がございました。18件の届出事由は、全て相続によるものです。

この届出に関して南部ブロック会議の中で、現在、届出いただいた方に、事務局から農地の所有者としての適正な管理をお願いする文書を配付させていただいていますが、今後各地区において地域計画が策定されて、地域の担い手に農地を集積していく取り組みが進められていく中では、農地を相続された方の地域計画に対する理解や協力が欠かせないので、相続人から届出された際に配布している文書で、地域計画に関する内容も加えて、周知を行って

いくようご意見をいただきましたので、今後の課題として事務局内で具体化に向けて検討させていただきます。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書6頁から7頁にかけて記載されているとおりです。合計で11件、14筆、3,313.48㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第3号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(売買)については、報告書8頁から9頁にかけて記載されているとおりです。合計で9件、10筆、2,862㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第4号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(その他)については、報告書10頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、837㎡の届出がございました。なお、この案件は届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。売買・(生前)贈与以外の理由による所有権移転ですので、「その他」に分類しています。

次に報告第5号農地法第5条の規定による転用届出のうち賃借権設定については、報告書10頁に記載されているとおりです。合計で1件、1筆、837㎡の届出がございました。なお、この案件は届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第6号農地法第5条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書11頁に記載されているとおりです。合計で2件、3筆、824㎡の届出がございました。なお、これらの案件は届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。報告案件第1号から第6号までの説明は以上となります。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、報告案件第1号から第6号までを原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

- (2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転 (売買)  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転 (贈与)

会長 議案第 1 号及び第 2 号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 まず議案第 1 号について説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が当初 12 件ございましたが、県地区 89 番が取り下げられましたので、11 件となります。合計筆数を 15 筆、合計面積 14,422 m<sup>2</sup>、田を 9,452 m<sup>2</sup>にそれぞれ修正いただくようお願いします。

羽津地区 90 番は、譲渡人は亡くなっておられ、その方の相続財産管理人と譲受人から申請書が提出されたもので、譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。譲受人は農作業歴 40 年程度で、妻と 2 人で営農されています。露地野菜 (かぼちゃやいも類) を栽培する計画です。

神前地区 95 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 2 頁です。譲受人は農作業歴 20 年程度で、お一人で営農されています。権利取得後には野菜を栽培する計画です。

四郷地区 102 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 4 頁です。譲受人は申請地の西側隣接地に居住しており、すでに申請地を家庭菜園として利用しています。営農計画書が添付されており、自家消費目的で自然薯、トマト、ジャガイモを栽培しています。1 人で営農されています。新規営農となりますが、自宅の隣接地を家庭菜園として利用するという事で豊田委員と相談のうえ申請者との面談は行っていません。

楠地区 98 番と 99 番は、譲受人が同一であるため一括して説明します。譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 5 頁です。申請地は隣接しています。譲受人は農作業歴 6 年程度で、お一人で耕作しています。現在、市内の農地でビニールハウスを借りてトマトを作付けしています。申請地は現況が田ですが、今後は土を入れて畑として利用し、ピーマン、なす、レモン等を栽培する計画です。申請地は生産緑地で、平成 29 年から農地法第 3 条の許可を受けて使用貸借契約が結ばれています。譲受人の現在の耕作地が 5,000 m<sup>2</sup>未満ですが、伊藤元委員と相談のうえ問題はないと判断し、申請者と農業委員との面談は行っていません。

楠地区 100 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 6 頁です。譲受人は夫婦で、共に農作業歴 30 年程度

で、2人で耕作しています。申請地2筆の間の田は譲受人の所有地で、譲受人で耕作しています。申請地は生産緑地です。

小山田地区105番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は7頁です。市外在住者で現在の農地利用の実態も確認する必要があることから、2月7日に譲受人と事務局とで営農に関する面談を行い、古市農業委員と岸本農地利用最適化推進委員にも同席頂きました。譲受人は鹿間町出身で、申請地のすぐ西側に実家があります。譲受人は農作業歴20年程度で、お一人で耕作しています。譲受人は申請地の東側隣接地を所有しており、その畑と申請地と併せてジャガイモ、サツマイモ、大根等の露地野菜を栽培する計画です。採れた野菜はすべて自家消費を考えており、余るようであれば近所に配る計画です。市内在住の親戚から耕うん機を借りる予定です。面談において、現在の所有地と申請地を含めると2筆で約700㎡と家庭菜園には少し大きいとの意見もありましたが、譲受人の営農に対する意思を確認させていただき、岸本最適化推進委員は、「町内の耕作者が不足し農地が荒れていく現状において、管理してもらえる方がいることは有難い」とおっしゃっていました。岸本委員も譲受人の実家のことも知っておられ、地域の関係性も問題ないものと考えられます。

水沢地区101番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は8頁です。譲受人は、農作業歴はありません。妻と2人で耕作する計画です。申請地に隣接する宅地を同時に売買で取得する計画です。住宅リフォーム後に居住を開始し、それと同時期に申請地で茶、柚、レモン、月桂樹、柿、榊、ニンニク、玉ねぎ、にんじんを栽培する計画です。採れた作物は自家消費及び妻が経営するカフェの食材として利用する計画です。新規就農となりますが、妻の実家が地元の認定農業者ということで五十嵐委員と相談のうえ問題はないと判断し、申請者と農業委員との面談は行っていません。

水沢地区103番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は9頁です。譲受人は、農作業歴25年程度で、1人で約3.7町の水稲を作付けしています。全ての農地を借り入れています。農地法等の権利設定がされていないため、農家台帳上は耕作面積がありません。このため議案書上は新規営農となりますが、実際の耕作状況に問題がないことから、五十嵐委員と相談のうえ、申請者との面談は行っていません。

水沢地区 107 番と 108 番は、譲受人が同一のため一括して説明します。譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 10 頁です。譲受人は平成 23 年に設立された法人です。譲受人は法人ですので、農地所有適格法人の要件を満たしているか否かを確認する必要があります。直近 3 か年の同法人の売上合計額は、100% 農業関連事業となっています。従業員 26 人で営農されています。同法人の議決権の過半は農業関係者が持っています。役員 5 人中 3 人の方が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間 150 日以上）しています。また、役員 3 人が法人の必要な農作業に常時従事（原則年間 60 日以上）しています。これらのことから、農地法第 2 条第 3 項に定める農地所有適格法人の全ての要件を満たしています。三重県内では社員 2 名が津市に常駐しており、最近津市内で新たに 1 名を雇用しました。

次に議案第 2 号について説明します。農地を耕作する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が 4 件ございました。

県地区 93 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 11 頁です。譲受人は農作業歴 10 年程度で、夫と 2 人で営農されています。申請地は既に譲受人が管理しており、野菜を栽培しています。

県地区 94 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 12 頁です。譲受人は農作業歴 20 年程度で、夫と子の 3 人で営農されています。申請地は既に譲受人が管理しており、野菜を栽培しています。

県地区 96 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 13 頁です。譲受人は新規営農となるため、譲受人と事務局とで営農に関する面談を行い、加藤農業委員と県地区の川田農地利用最適化推進委員にも同席頂きました。譲受人に農業経験はなく、初めて農作業を行います。水稻を栽培し、収穫した米は自家消費します。譲受人は市外在住ですが、申請地町内の担い手農家に指導を受けながら作付けを行っていきます。作業は妻と 2 人で行っていきます。農業機械については、トラクターや軽トラは所有しており、田植え機とコンバイン、乾燥機は営農指導を受ける農家から借りて作業を行います。譲受人は現在、自営業で土木建築業をしておりますが、子が主で仕事を行っているため、農作業に充てる時間は十分確保できるとのことです。水利費については、地元土木に支払う必要があることについて、ご理解頂いています。また出合い

作業についても、ご協力いただけるとのこと。申請地は現在、地元の担い手農家に頼んで作付けをお願いしていますが、その農家には今回の件は連絡済で、許可が下り次第土地を返却してもらう予定とのこと。

内部地区 97 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 14 頁です。譲受人は農作業歴 11 年程度で、子と 2 人で耕作しています。申請地でみかんを栽培する計画です。

以上のおり農地法第 3 条の規定による 16 件の申請のうち、新規営農を除く案件は、いずれも権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、四郷地区 102 番、水沢地区 101 番、103 番、県地区 96 番は新規就農ですので、営農計画書を提出いただき、その営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局から説明がありました。内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元  
委員 ブロック会議で各委員が案件について発言した内容や質問を事務局がどのように担保しているのかを確認しておきたい。ブロック会議と違って総会になると内容が多くなりますので、総会を円滑に進めるために、ブロック会議で議論された内容も議事録にとりていただいて、総会までに調整されたことを把握できるようにしてほしいと思います。また、ブロック会議で質問して事務局の宿題となった事柄は月例総会までにしっかりと各委員に回答をしていただくこともお願いしたい。

局次長 ブロック会議で議論された内容で、特に抑えておきたいポイントについては改めて月例総会でもご発言をいただいて総会の議事録に残した方がよいと思います。ブロック会議の議論の中で整理できて全体に周知するべきでないことについては特段、改めてご

発言いただくというのは必要ではないかなと思います。事務局の宿題となった事柄について、総会までに委員にご報告ができていなかった点については改めたいと思っております。

会長

他にございませんか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請(賃借権設定)

会長

議案第3号、第4号及び議案第7号のうち営農型太陽光発電設備にかかる案件を上程します。事務局から説明してください。

副参事

営農型太陽光発電設備を設置するための申請が10件ございましたので、関連議案を一括して説明します。

1件目を説明します。議案第3号の小山田地区16番、議案第4号の小山田地区14番、議案第7号の小山田地区19番の3件の申請は関連がありますので、一括して説明します。これら3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。申請内容を順に説明します。まず、議案第3号の「農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)」は耕作するための権利設定で、小山田地区16番は、貸人と借人が20年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は15頁です。借受人は平成23年に設立された法人で、社員26名で営農されています。三重県内では社員2名が津市に常駐しており、最近津市内で新たに1名を雇用したそうです。また臨時雇用として、青梅市、日高市、いわき市、三好市、津市等で障害者施設から数十名を雇用しています。市内でも農福連携の農業を検討したようですが、賃金の高騰もあり現状では社員のみで耕作しています。圃場は東京都青梅市が中心ですが、関東地方(茨城県つくば市、埼玉県入間市、日高市、福島県いわき市)、四国地方(徳島県三好市、東みよし町、阿波市)、東海地方(静岡県浜松市、湖西市及び三重県津市)にあり、太陽光発電事業者と提携して営農型太陽光発電事業で榊を栽培しています。各市町の耕作証明書が添付されています。なお、今後は

発電事業者と提携して中国地方においても圃場を拡大するようです。県内では津市安濃町に事業所を設置しています。市内の事務所設置についても検討しているそうです。同法人が現状で榊を生産し出荷しているのは青梅市の圃場のみです。他の圃場については生育中であり、植えてから5～6年程度で収穫できるようになるそうです。現在は契約農家から仕入れた榊と自社で生産した榊を併せて出荷しており、大手のホームセンターやスーパーマーケットに年に約16万束を出荷しています。今後は自社生産を中心にしていく計画です。市内では、小山田地区、水沢地区、桜地区を中心に発電事業者が営業を行っており今後も圃場の拡大を予定しています。中国産と同等の値段で中国産よりも日持ちのする榊を出荷できることから相当の需要は見込めるとのことで、現在のところ経営面積拡大の上限は定めず、圃場を拡大していく意向です。次に、申請地において営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請（賃借権設定）」です。小山田地区19番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行います農地区分は農用地域内農地です。借受人は、平成13年に設立された法人で、太陽光発電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。引き込み柱1本と支柱86本の面積の合計0.40㎡です。太陽光発電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。申請地の耕作者は認定農業者であるため、10年間の一時転用が認められます。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収8割を確保する要件は適用されません。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請（地上権設定）」です。小山田地区14番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10年間です。

2件目について説明します。議案第3号の小山田地区19番、議案第4号の小山田地区17番、議案第7号の小山田地区22番の3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手續

きとなります。議案第 3 号の小山田地区 19 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 15 頁です。議案第 7 号の小山田地区 22 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 80 本の面積の合計 0.38 m<sup>2</sup>です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されていません。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収 8 割を確保する要件は適用されません。議案第 4 号の小山田地区 17 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

3 件目について説明します。議案第 3 号の小山田地区 20 番、議案第 4 号の小山田地区 18 番、議案第 7 号の小山田地区 23 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 3 号の小山田地区 20 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 15 頁です。議案第 7 号の小山田地区 23 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 50 本の面積の合計 0.24 m<sup>2</sup>です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されていません。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収 8 割を確保する要件は適用されません。議案第 4 号の小山田地区 18 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

4 件目について説明します。議案第 3 号の小山田地区 23 番、議案第 4 号の小山田地区 21 番、議案第 7 号の小山田地区 26 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 3 号の小山田地区 23 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 15 頁です。

議案第 7 号の小山田地区 26 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は第 1 種農地です。引き込み柱 1 本と支柱 78 本の面積の合計 0.37 m<sup>2</sup>です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収 8 割を確保する要件は適用されません。議案第 4 号の小山田地区 21 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

5 件目について説明します。議案第 3 号の小山田地区 24 番、議案第 4 号の小山田地区 22 番、議案第 7 号の小山田地区 27 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 3 号の小山田地区 24 番は、貸人と借人が 20 年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は 16 頁です。次に、議案第 7 号の小山田地区 27 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 76 本の面積の合計 0.36 m<sup>2</sup>です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収 8 割を確保する要件は適用されません。さらに、議案第 4 号の小山田地区 22 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

6 件目について説明します。議案第 3 号の小山田地区 25 番、議案第 4 号の小山田地区 23 番、議案第 7 号の小山田地区 28 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 3 号の小山田地区 25 番は、貸人と借人が 20 年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は 17 頁です。議案第 7 号の小山田地区 28 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農

地区分は第3種農地です。引き込み柱1本と支柱60本の面積の合計0.29㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。さらに議案第4号の小山田地区23番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10年間の地上権を設定するための申請です。

7件目について説明します。議案第3号の水沢地区17番、議案第4号の水沢地区15番、議案第7号の水沢地区20番の3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第3号の水沢地区17番は、貸人と借人が20年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は18頁です。議案第7号の水沢地区20番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱1本と支柱34本の面積の合計0.17㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。さらに、議案第4号の水沢地区15番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10年間の地上権を設定するための申請です。

8件目について説明します。議案第3号の水沢地区18番、議案第4号の水沢地区16番、議案第7号の水沢地区21番の3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第3号の水沢地区18番は、貸人と借人が20年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は19頁です。議案第7号の水沢地区21番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行い、営農型対等発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱1本と支柱76本の面積の合計0.36㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収8割

を確保する要件は適用されません。さらに議案第 4 号の水沢地区 16 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

9 件目について説明します。議案第 3 号の水沢地区 21 番、議案第 4 号の水沢地区 19 番、議案第 7 号の水沢地区 24 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 3 号の水沢地区 21 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 19 頁です。次に議案第 7 号の水沢地区 24 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 84 本の面積の合計 0.40 m<sup>2</sup>です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 4 号の水沢地区 19 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

10 件目について説明します。議案第 3 号の水沢地区 22 番、議案第 4 号の水沢地区 20 番、議案第 7 号の水沢地区 25 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。議案第 3 号の水沢地区 22 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 19 頁です。議案第 7 号の水沢地区 25 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 80 本の面積の合計 0.38 m<sup>2</sup>です。太陽光発電パネルを設置し、その下部で榊の栽培を行うものです。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。さらに議案第 4 号の水沢地区 20 番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、10 年間の地上権を設定するための申請です。

以上のとおり営農型太陽光発電設備設置にかかる 10 件の申請について、現地調査及び書類審査を行った結果、法令要件を満たして

いると考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

副参事 私から発言しますが、南部ブロック会議の際に堂ヶ山町の案件で解決していなかったことがありましたので報告してください。

副参事 5件目の堂ヶ山町の案件について、申請書には隣接地の所有者や耕作者への事業説明を行っている旨の記述がありますが、ブロック会議の際、古市委員から「実際には一部の耕作者に説明が行われていない」というご指摘がありました。それを事業者を確認したところ、ご指摘の通りでしたので、事業者には説明を行うようお願いをしました。

古市委員 説明というか自宅まで来て、おばあちゃんが留守番をしていたので、名刺を渡して帰ったようです。耕作者に確認したところ、申請地が荒廃農地で、隣地の耕作者としてすごく困っていたので、太陽光に反対はしないけれど、境界をきちんとしてから作業を始めたいということでしたので、事務局からも指導をよろしくお願いします。

伊藤元 委員 道義的な部分がないがしろにされていることが気になります。説明をしなければならぬのにできていないのであれば、しっかり担保されてから審議するべきであると考えます。また現地の実情についてあまり詳しくない事務局が法的に問題ないというので受け取って進めようとするから、道義的な部分があらわになってくる、というのが現実だと私は思っています。そこを何とか調整して、地域や特に農家に迷惑のかからないようお願いしたいです。

五十嵐 委員 櫛の需要が本当にそんなにあるのか疑問があります。また営農型太陽光発電は、発電と営農のどちらに注力しているのか疑問に思います。もっと農の生産力を上げて、農の方での収益バランスというのも考えるようにして営農型発電をするべきと考えています。さらにパネルの下だけ作物を植えているのは問題であると思います。

会長 岡委員の意見はいかがですか。

岡委員 営農型太陽光は3年ぐらい前からですかね。非常に急速に拡大してきてその当時から、営農についての周辺地域への影響とか、いろいろ懸念はありましたが、法的に不許可にすべき内容ではないということです。ただし、これだけ広がってくると、農業としてきちんと営農されているかどうかは確認した方がいいと思います。

ね。その上で要件が共通して出てくるのであれば、総会の中で要件として加えていった方がいいんじゃないかという気はします。

伊藤元 一時転用の期間が10年間というのは納得できない。10年後に再度許可申請するようだが、一時転用というのであれば一度農地に戻してからにしてほしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。

特にご意見がないように思います。5件目の案件（議案第3号の小山田地区24番、議案第4号の小山田地区22番、議案第7号の小山田地区27番）については、隣接地の耕作者への説明が一部漏れていたということで、個別に採決したいと思います。それ以外の案件を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

会長 異議ないものと認めて承認いたします。（賛成多数で承認）

では5件目の案件（議案第3号の小山田地区24番、議案第4号の小山田地区22番、議案第7号の小山田地区27番）について、現状では不許可相当であるという意見に賛成する人は挙手を願います。

（6人挙手）

会長 過半数に満たないため、許可相当の意見とさせていただきます。

(4) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転（売買）

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転（贈与）

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第5号、議案第6号及び議案第8号を上程します。事務局から説明してください。

副参事 まず議案第5号について説明します。農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が当初9件ございましたが、八郷地区89番が取り下げられましたので、8件となっております。合計筆数を11筆、合計面積を4,297㎡、畑を3,442㎡に修正いただくようお願いします。

保々地区88番は、譲渡人から譲受人に売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は22頁です。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は、北勢中央公園口駅からおおむね500m以内の区域であるためです。土地造成は盛土を最大約24cm、切土を最大約11cm行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は北側水路へ排水し、汚水・生活雑排水は

合併浄化槽で処理後に農業集落排水本管へ接続する計画です。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区84番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は23頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、街区に占める宅地の割合が40%以上であるためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は西側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側側溝へ排水する計画です。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区85番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は2頁です。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する10ha未満の農地の一団に申請地が存在するためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は東側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側側溝へ排水する計画です。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区86番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は2頁です。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する10ha未満の農地の一団に申請地が存在するためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は東側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側側溝へ排水する計画です。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区87番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は2頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は盛土及び切土を一部行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水はコミュニティプラントに接続する計画です。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都

市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

内部地区 91 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 92 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

河原田地区 93 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 25 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、太陽光発電事業用地を含む宅地等が蓮たんしているためです。譲受人は、昭和 49 年に設立された法人で、太陽光発電事業や建築工事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

次に議案第 6 号について説明します。農地を転用する目的で、贈与による所有権を移転するための申請が 1 件ございました。

水沢地区 90 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 10 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、申請地が相当数の街区が形成

されている区域に存在しているためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は雨水枡で集水し南側道路側溝に排水し、汚水・生活雑排水は南側の農業集落排水に接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

次に議案第 8 号について説明します。農地を転用する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 3 件ございました。

県地区 17 番は、貸人と借人が使用貸借権を 20 年間設定し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 26 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は盛土及び切土を一部行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は北側水路へ排水し、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

内部地区 18 番は、貸人と借人が使用貸借権を 30 年間設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 27 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担しているためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は雨水枡で集水し南側道路側溝に排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝に排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。なお申請地はすでに倉庫用地として転用されていることから始末書が添付されています。

水沢地区 19 番は、貸人と借人が使用貸借権を 30 年間設定し、駐車場用地とするための申請です。位置図は 28 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の農地が広がっているためです。第 1 種農地内での転用は原則不許可となりますが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張ですので許可できる要件を満たします。転用計画は、申請地東側に製茶工場を新設したために増員予定の従業員 2 名分の駐車場及び運搬業者の大型トラック 3 台分の待機用駐車場を設置するものです。30 年以上前から雑種地として利用しており、新たな土地造成はありません。始末書が添付されています。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

以上のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請にかかる案件につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

特に意見がないようですので、この案件について原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(5) 議案第 9 号 非農地証明願

会長 議案第 8 号を上程しますので、事務局から説明してください。

副参事 非農地証明願について 2 件の申請がございました。

県地区 26 番は、昭和 46 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 11 頁です。平成 16 年に撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

県地区 27 番は、平成 14 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 12 頁です。平成 16 年に撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

以上のとおり非農地証明願 2 件につきまして、いずれも現地調査及び航空写真等から 20 年以上前から非農地状態が続いており非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議をお願いします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 9 号を承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

(6) 議案第 10 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 議案第 10 号を上程しますので、事務局から説明してください。

副参事 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、4 件ございました。

大矢知地区 23 番は、申請人の母親が主たる従事者であったこと

を証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人の母親が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

大矢知地区 24 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。残りの生産緑地は 1 筆あり、申請人の妻が、地元の耕作者に手伝ってもらいながら、農地を管理していくとのこと。

河原田地区 25 番は、申請人の夫が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人の夫が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

楠地区 26 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。残りの生産緑地は 2 筆あります。この 2 筆の今後の管理について、南部ブロック会議では、「申請人の妻が管理していく」との説明をしましたが、委員から「営農の実態がない妻が管理していくとの説明は疑義がある」という意見を踏まえ、事務局から申請人に確認したところ、地域の農業者に耕作を依頼して管理していくということでしたので、農地法に基づく権利関係の設定手続きを行うよう指導させていただきました。説明は以上となりますので、ご審議をお願いいたします。

会長           ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、議案第 10 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長           全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

#### (7) 議案第 11 号 農用地利用集積計画 (所有権移転)

会長           議案第 11 号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事       小山田地区 13 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は 29 頁です。譲受人の耕作面積は 22,091 m<sup>2</sup>です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しており、権利取得後も水稻を栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内の農地です。10 a 当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上とな

会長 | ります。  
ご質問がございましたら、ご発言願います。  
特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認  
することに異議のない方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
会長 | 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

- 6 会長、議案の終結を宣言
- 7 11時30分、会長、閉会を宣言
- 8 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員